

平成25年度6月補正予算案

主要事項説明資料

商工労働観光部

主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事業名	担当室・課
1	電力・燃油コスト軽減緊急支援事業費	ものづくり振興課 農産課
2	商店街活性化緊急支援事業費	商業・経営支援課
3	原材料等価格高騰対策産地緊急支援事業費	染織・工芸課
4	地域産業振興特区金融支援費	商業・経営支援課
5	中小企業事業継続支援雇用対策事業費	緊急経済・雇用対策課

平成25年度6月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部、農林水産部

事業名	電力・燃油コスト軽減緊急支援事業費		
予算額	110,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	1 趣 旨 電力料金の値上げや燃油価格の高騰による経営悪化に対応するため、中小企業等が行う省電力・省エネ設備の導入によるコストダウンの取組に対して緊急支援		
	2 事業内容 (1) 中小企業緊急電力コスト軽減事業		
	補助対象者	府内に事業所を有する中小企業	
	補助対象事業	高効率省電力設備や機器の更新又は新規導入	
	補助要件	既存設備に要する電力消費量に対し導入後15%以上の高い削減効果が見込めるもの 平成25年7月31日までに導入が可能な事業	
	補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な設備等の購入経費等 設備導入に伴い、直接必要となる工事に要する経費	
	補助率	補助対象経費の1/2 (300千円以上1,000千円以内)	
	(2) 農林水産業緊急燃油コスト軽減事業		
	補助対象者	3戸以上の農林水産業者で組織する団体	
	補助対象事業	生産コストに占める燃料費の割合の高い施設園芸等において、コスト軽減につながる燃油消費量の削減効果が高いヒートポンプ等の省エネ設備の導入	
	補助要件	燃油使用量を15%以上削減する効果が見込めるもの	
	補助対象経費	ヒートポンプ、木質バイオマス加温施設等の整備に要する経費	
補助率	補助対象経費の1/2		
担当課・担当名	ものづくり振興課 中小企業育成担当 農産課 京野菜振興担当	課・担当電話番号	075-414-5103 075-414-4944

平成25年度6月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	商店街活性化緊急支援事業費		
予算額	23,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>経済対策の効果を地域に定着させ、商店街における集客力の向上や消費拡大を図るため、市町村と協調し、安全で快適な商業環境整備を緊急支援</p> <p>2 事業内容</p>		
	補助対象者	国の商店街まちづくり事業の制度を活用する商店街等（商店街振興組合、協同組合、任意団体等）	
	補助対象事業	防犯カメラの設置、街路灯のLED化、アーケードの改修等、来街者や地域住民の安心・安全の確保のための施設整備事業	
	補助要件	商店街全体における集客力向上が認められるもの 消費者が安心して買い物ができる環境整備に資するもの	
	補助率	1/9以内 (国：2/3 市町村：1/9 商店街：1/9)	
担当課・担当名	商業・経営支援課 商業担当	課・担当電話番号	075-414-4839

平成25年度6月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	原材料等価格高騰対策産地緊急支援事業費		
予算額	10,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>生糸等の原材料及び電気料金の値上げや燃油価格の高騰により、京都の和装、伝統工芸品等の産業に大きな影響が出ていることから、各産地組合等が行う仕入れ手法や流通の改善等の業界の構造改革の取組を緊急支援</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 支援対象団体 原材料等の価格高騰により、影響を受けている加盟企業を支援する産地組合等</p> <p>(2) 支援対象事業 各産地組合等において設置された、産地組合原材料等高騰対策協議会（仮称）により、効果が認められた事業</p> <p>(事業例)・原材料価格高騰対策として行う共同仕入れ ・ネット販売の導入等流通改善の取組み ・販売強化策として行う共同販売 ・コスト圧縮につながる機器等の整備 等</p> <p>(3) 補助率及び補助上限 補助率 1/2以内 補助上限 2,000千円</p>		
担当課・担当名	染織・工芸課 染織担当	課・担当電話番号	075-414-4856

平成25年度6月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	地域産業振興特区金融支援費										
予算額	1,000,000千円	新規・継続の別	新規								
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、府・京都市協調で、総合特区において設備投資を行う中小企業を支援する「地域産業振興特区融資」を創設</p> <p>2 事業内容</p> <p>新規融資枠 100億円</p> <p>「地域産業振興特区融資」の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>国の総合特区支援利子補給金（※）制度を活用し、設備・建物の整備等を行う中小企業</td> </tr> <tr> <td>期間等</td> <td>特区の推進に資する事業に係る設備資金（付随する運転資金については要協議） 5年以上10年以内（据置期間1年以内） ただし、対象設備（運転資金との併用を除く）の耐用年数を上限として15年以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1企業当たり10億円以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>金融機関が定める固定金利（基本年1.7%） <利子補給金制度との併用で、5年間の負担は実質1.0%（最大0.7%の場合）></td> </tr> </table> <p>（※） 総合特区の推進に資する事業を実施する民間事業者が、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、国が、予算の範囲内で、利子の一部（最大0.7%、5年間）を支給する金融上の支援措置</p>			対象者	国の総合特区支援利子補給金（※）制度を活用し、設備・建物の整備等を行う中小企業	期間等	特区の推進に資する事業に係る設備資金（付随する運転資金については要協議） 5年以上10年以内（据置期間1年以内） ただし、対象設備（運転資金との併用を除く）の耐用年数を上限として15年以内	限度額	1企業当たり10億円以内	利率	金融機関が定める固定金利（基本年1.7%） <利子補給金制度との併用で、5年間の負担は実質1.0%（最大0.7%の場合）>
対象者	国の総合特区支援利子補給金（※）制度を活用し、設備・建物の整備等を行う中小企業										
期間等	特区の推進に資する事業に係る設備資金（付随する運転資金については要協議） 5年以上10年以内（据置期間1年以内） ただし、対象設備（運転資金との併用を除く）の耐用年数を上限として15年以内										
限度額	1企業当たり10億円以内										
利率	金融機関が定める固定金利（基本年1.7%） <利子補給金制度との併用で、5年間の負担は実質1.0%（最大0.7%の場合）>										
担当課・担当名	商業・経営支援課 金融担当	課・担当電話番号	075-414-4822								

平成25年度6月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	中小企業事業継続支援雇用対策事業費						
予算額	200,000千円	新規・継続の別	新規				
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>京都中小企業事業継続支援センターを通じ、中小企業が新規雇用により事業継続を図るために必要な経費を支援</p> <p>2 事業内容</p> <p>事業継続に向けて、新規雇用した場合の人件費等を支援</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象</td> <td>業種を問わず、失業者を雇用して事業の充実・強化に取り組む中小企業</td> </tr> <tr> <td>支 援 期 間</td> <td>6箇月以内</td> </tr> </table> <p>3 雇用創出効果</p> <p>約80人の雇用を創出</p>			対 象	業種を問わず、失業者を雇用して事業の充実・強化に取り組む中小企業	支 援 期 間	6箇月以内
対 象	業種を問わず、失業者を雇用して事業の充実・強化に取り組む中小企業						
支 援 期 間	6箇月以内						
担当課・担当名	緊急経済・雇用対策課	課・担当電話番号	075-414-4872				